

令和3年度事業計画

社会福祉法人 ロザリオの聖母会
共同生活援助事業所
ナザレの家あさひ

令和3年度事業計画

共同生活援助事業所 ナザレの家あさひ

I 概括

近年、グループホームを取り巻く環境は大きく変革期を迎えている。大規模化からの脱却として始まった制度であるが、利用者の高齢化や重度化もあり、再び集約・効率化の流れに戻りつつある。それと同時に、軽度の方に関してはグループホームで暮らしづらくするようにもなってきている。そのような国の動きを受けて、この事業所でも今後の将来構想を考えていかなければならない。しかし、私達がやらなければならないことは、あくまで利用される方々が「どこで誰とどのような暮らしをしたいか」という事に応えていくことである。

「海上寮は第一に神のものであり、第二に社会のものである。言葉をかえて言うと、信仰の目で見れば神のものであり、地上の目で見れば社会のものである。具体的には、第一には患者さんのものであり、第二に職員のものである。」これは創始者の方が残してくれた法人の理念である。この理念を忘れずに、障害を持たれた方の地域生活の中でのグループホームの役割や、ナザレの家あさひとしての支援について考えていきたい。

II 施設概要

1 所在地

千葉県旭市野中4017

2 事業の名称（定員）等

2-1 第2種社会福祉事業

(1) 障害福祉サービス事業

共同生活援助事業（介護サービス包括型）（定員：91名）

- ア 野中ハイツⅠ（定員男性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- イ 野中ハイツⅡ（定員女性5名）
千葉県旭市野中3622-2
- ウ 若衆内ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市ニ3500-11
- エ 横大道ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市三川7542-2
- オ 中川ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市野中4070-2
- カ 萩園ハウス（定員女性4名）
千葉県旭市萩園1250-4
- キ 東足洗ハウス（定員男性5名）
千葉県旭市東足洗2277-1
- ク 西足洗ハウス（定員男性4名）
千葉県旭市西足洗562-56
- ケ 広原ハウス（定員男性6名）
千葉県旭市後草2024-31
- コ 大割ハウス（定員女性5名）

- 千葉県旭市野中 3 8 1 1
- サ 対馬ハウス（定員女性 4 名）
千葉県旭市野中 4 0 7 0 - 2
- シ 下立ハウス（定員男性 5 名）
千葉県旭市野中 3 6 2 5 - 1
- ス 生沼ハウス（定員女性 3 名）
千葉県旭市イ 1 6 9 4 - 8
- セ 矢指ハウス（定員混合 4 名）
千葉県旭市野中 3 8 1 1
- ソ 小割ハウス（定員男性 2 名）
千葉県旭市野中 3 8 5 0 - 6
- タ 折戸ハウスⅠ（定員混合 6 名）
千葉県旭市野中 3 9 8 5 - 4
- チ 折戸ハウスⅡ（定員混合 5 名）
千葉県旭市野中 3 9 8 5 - 4
- ツ 仲才ハウス（定員混合 9 名）
千葉県旭市二 2 4 9 1 - 1
- テ 川間ハウス（定員男性 3 名）
千葉県旭市萩園 1 8 8 9
- ト 上宿ハウス（サテライト定員 1 名）
千葉県旭市イ 1 7 7 5 - 1

3 職員構成

別紙 1 のとおり

4 組織図

別紙 2 のとおり

Ⅲ 中・長期計画

1. 地域の中でのひとつの資源として定着できるように近隣市民との関係を密にする。
2. 利用者個々の特性をしっかりと捉えた上で適切な支援を行えるように職員の専門性を高めていく。
3. 日中の過ごし方において定期的に生活の見直しを行い、就労等を視野に入れた取り組みについて検討していく。
4. 生活の場としての重要な資源であることを踏まえて、支援システムの構築も含めて、存在のあり方を検討していく。
5. この地域の認知症ケアの取り組みの中で、支援センターとしてどのような取り組みが出来るかを検討していく。
6. 身体障害を持つ方への身体介護支援や、高齢化に伴う身体介護等、介護体制を併せ持つ支援体制を構築していく。
7. 法人内大規模施設としての位置づけにふさわしい、安定的な運営基盤を構築していく。
8. 事業所内においての、組織体系を構築し、より質の高い支援を行える体制を構築していく。
9. 質の高い支援の提供を行うためにも、職員の身分保障や安定した雇用を行えるように改善を行っていく。
10. 事業所内において、各ホームと事務所との連携や役割分担に関してしっかりと整理をし、より充実した支援センターとしての体制を構築していく。

- 1 1. 障害者総合支援法の施行により、利用対象者が拡大され難病を持たれた方もサービスの利用対象となった。今後はこのような方もホームの利用希望が出てくる事が予測される。その際には、しっかりと対応できるように体制を構築していく。
- 1 2. 利用者数、職員数共に増加していく中で、組織体制の充実を行っていく。
- 1 3. 地域生活支援拠点の整備における、事業所のあり方や役割についての検討を行う。

IV 年度計画

1 運営管理

- ・報酬改定を受けて減収が想定されるが、各種加算などの見直しを行い、経営の安定を図る。
- ・現在空いている定員枠について、体験等を通して早期に入居に向けた調整を行う。
- ・人材の確保について、紹介会社の活用も含めて努力する。
- ・技能実習生の受け入れについて、受け入れ態勢を整える。
- ・法令遵守を徹底した運営に努める。
- ・社会福祉法人会計基準および各規程のもと、会計監査人による監査を通じ、適正かつ無駄を省いた業務の効率化に努める。
- ・事業計画に基づいたサービスの提供のみならず、社会の動向や状態に沿った生活環境の提供が行えるよう、財務運営と財務内容の充実を図る。
- ・財務情報や事業報告、関係機関などから求められる利用実績等については、法人や事業所のホームページ等を活用して情報の「見える化」に努める。

2 利用者サービス

- ・法人の理念、倫理綱領、職員行動規範に基づいた行動がとれるよう、研修を実施する。
- ・利用者が自己選択・自己決定し、地域の中でその人らしい生活を営むことができるよう支援していく。
- ・事業所や各ハウスに相談先一覧を掲示する等、相談しやすい環境を整備する。
- ・個別支援計画を策定し、利用者のニーズに沿った支援の提供となるよう努めていく。
- ・統一したサービスの提供と職員の意識や質の向上を図るための世話人会議を実施する。
- ・各種ミーティングから利用者や支援者の意見を汲み取り、サービスの改善に取り組む。
- ・よりよい福祉サービスの提供を目的に、関係機関と定期的に連絡会や情報共有の場を設けていく。
- ・訪問看護ソフィアとの医療連携を締結し、看護師を各ハウスへ定期訪問させ、利用者の健康管理に努めていく。訪問看護ソフィアと毎週1回情報共有の場を設け、利用者の健康状態等について情報交換を行う。
- ・地域のイベント情報を収集し、余暇活動の充実に努める。
- ・認知機能や身体機能の低下、終末期、看取りに関する研修に職員を参加させ、多様なニーズに対応できるよう努めていく。
- ・利用者の高齢化に伴い判断能力が低下したとしても、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用により、財産や権利が守られるよう関係各所と連携していく。
- ・建物の保全・老朽化対策として、建物の現況と10年計画を見直し、災害などによる劣化が激しい生沼ハウスの屋根や外壁等の修繕を優先して行うこととした。
- ・公用車について、車椅子を使用する利用者が増えていることから、福祉車輛の増台を行う。また、令和4年4月にリース期間を満了する2台の車輛について、経年による劣化が著しいため今年度中に買い替えを行う。
- ・生活環境の向上に加え、利用者と職員双方の利便性と快適性を兼ねた設備整備や改修

等を随時検討し行っていく。

- ・触法障害者への支援のあり方の検討や、専門性を高めていく。
- ・レスパイトの居室を用意し、福祉サービスを活用していない方の受け入れや体験の場としての機能など、様々な地域のニーズに答えていく。
- ・障害のある方の緊急案件について、事業所として対応できることを行う。

3 安全衛生対策の向上

- ・誤嚥事故や救命救急の対処が必要となった場合を想定し、研修を企画する。
- ・腰痛防止体操の普及、啓発を行い、介護事故の防止に努める。
- ・職員同士の良好な人間関係を構築し、みんなが協力して働ける職場環境になるよう努める。
- ・有給休暇の取得促進、時間外労働削減を目標に業務内容の見直しや職員の確保に努め、ワークライフバランスに配慮する。
- ・各種ハラスメント及び相談先の情報周知を行い、問題の長期化と深刻化を防ぐように努める。
- ・ハラスメントに関する研修に職員を参加させ防止に努めていく。
- ・安全運転の義務について周知徹底していく。
- ・法人の交通安全講習会に職員を参加させ、運転の安全運転の重要性について学ぶ機会を設ける。
- ・事業所内の全てのパソコンにUSBメモリ等の利用制限をかけ、セキュリティーを強化し不正通信の防止に努める。
- ・個人情報の取扱いの規則徹底及び保管場所の確保等により、個人情報の流出防止に努める。
- ・タブレット端末を活用し研修等実施できるよう環境を整える。

4 部門別計画

4-1 管理者

- (1) 事業所が安定的な運営が出来るように人材の確保について努力する。
- (2) 事業所全体の体制の見直しを行う。

4-2 サービス管理責任者

- (1) 利用者の意思決定に基づいたサービスが適切に提供されるよう、定期的な訪問と面談を実施し、個人の希望する生活に近づけられるよう支援する。
- (2) 利用者の地域での暮らしの希望を定期確認し、必要な支援を行っていく。
- (3) 他機関との連絡会を通して、情報共有を行い、利用者が主体的に暮らしていけるよう支援をしていく。
- (4) スーパーバイズやメンタルケアの強化を図り、職員のストレスケアや支援の質向上に繋げる。
- (5) 職員に対して、専門的知識・技術向上を目的に研修を企画する。
- (6) 利用者・職員の良い関係構築となるよう、傾聴の姿勢に留意し務めるよう職員に周知していく。

4-3 世話人・生活支援員

- (1) 食事・入浴・排せつ・相談相手になる等、利用者のニーズに合わせた総合的なサポートを行っていく。
- (2) 利用者主体の暮らしを継続していくために、関係機関との連携を密にし、個別支援計画を基に利用者への支援方法を統一して支援を行っていく。
- (3) 支援方法に迷いが出たときは、サービス管理責任者や医療スタッフへアドバイスを求め、適切な支援が出来るように努める。

- (4) 高齢化に伴い、転倒する機会が多くなった利用者や新たな疾患の発症をする利用者が増えている。身体機能低下と健康への配慮をして事故や病気を予防するよう努める。

4-4 事務員

- (1) 身だしなみや言葉遣いなどに気を配るとともに、常に冷静な判断と対応に努める。
- (2) 報告・連絡・相談を徹底し、部門内や事業所内外などにおける情報の共有に努める。
- (3) 今年度行われる報酬改定に加え、社会の動向や状況に伴う変動に対応できるよう、資金の確保や予算管理の徹底に努める。
- (4) 利用者の金銭管理については、利用者預り金規程に基づいた適正な処理を行うとともに、個々の収支状況等も把握できるようにしていく。
- (5) 小口現金などの現金の取り扱いには細心の注意を払い、常に内容を精査し正確かつ適正な処理を行えるよう務める。
- (6) 建物や設備等の修繕や整備について、管理者やハウス担当、法人アドバイザーと相談し、無駄のない、よりよい生活環境の提供に努める。

4-5 野中ハイツ I

- (1) 利用者のニーズを尊重しながら、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行う。
- (3) 地域の一員として行事等参加し、今後もその関係を継続できるよう支援を行う。
- (4) 食事会を月に1回のイベントとして行う。
- (5) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-6 野中ハイツ II

- (1) 利用者間のトラブルなどが多いため、関係調整の支援を丁寧に行う。また、必要に応じて個別の相談時間を作り、ストレスの緩和を図る。
- (2) 個々のニーズに合わせた支援を行う。また、誕生会は各利用者の希望を優先した別メニューを作り、お祝いをする。
- (3) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行う。
- (4) 利用者の清潔を保つため、部屋の清掃、整容、着替え、入浴など、必要に応じて個別に支援を行う。
- (5) 申し出があった場合は食材や日用品などの買い物支援を行う。
- (6) グループホームを出て、自立したいと申し出があった利用者がいた場合、相談支援専門員、行政等と連携し、本人の希望する生活が実現するように支援を行う。
- (7) 現在、空室があるため、見学・試泊を受け入れる。
- (8) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-7 若衆内ハウス

- (1) 利用者のニーズを尊重しながら、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 利用者、世話人、事務所職員を含め、月1回ミーティングを行う。
- (3) 地域の一員として行事等参加し、今後もその関係を継続できるよう支援を行う。
- (4) 食事会を月1回のイベントとして行う。
- (5) 利用者より日帰り旅行の希望がある為、利用者と話し合いながら計画をする。
- (6) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-8 横大道ハウス

- (1) 利用者においては、支援度が高いため、本人のニーズを把握し個別支援計画に基づいて支援を行う。また、地域住民と利用者の関係についても適切な社会関係が築け

るよう支援を行う。

- (2) ゴミゼロの日は近隣のゴミ拾い等の地域清掃を実施していく。
- (3) 希望により通院、床屋、買い物の支援を行う。
- (4) 誕生日の時には外食支援を行う。
- (5) 複数職員で支援にあたっているため、サービスの統一を図りながら、世話人、事務所職員と月1回ミーティングを行う。
- (6) 訪問看護事業所・訪問介護事業所や日中活動先と連携をしながら情報を共有し、入居者の心身の状態の変化にあわせた支援を行っていく。
- (7) 一泊旅行の希望があるため、利用者と相談しながらこれを計画・実施していく。
- (8) 感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスクの着用が可能な利用者には、実施・着用の声掛けを行っていく。難しい利用者については必要な支援行っていく。

4-9 中川ハウス

- (1) 行動障害のある人が入居されている為、共通した認識の上で支援を行う。
- (2) 行政機関の連携を密にし、必要に応じて協力をしてもらえよう信頼関係の構築に努める。
- (3) 職員によって支援のばらつきが起こらないようにミーティングでの確認を行う。また、ヘルパーの利用もあるため、ヘルパー事業所とも情報共有をして支援方法の統一を行う。
- (4) 自らの訴えが難しい利用者が多い為、日頃の小さな変化にも気付けるよう配慮し、コミュニケーションの機会を増やしていく。
- (5) 日頃から災害への意識を高め、迅速に避難できるよう避難方法を確認しておく。
- (6) 利用者が楽しめるように、外出や買い物などを個別に企画していく。
- (7) 高齢による機能低下や体調管理に気を付けながら支援を行う。
- (8) 感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスクの着用が可能な利用者には、実施・着用の声掛けを行っていく。難しい利用者については必要な支援行っていく。

4-10 萩園ハウス

- (1) 利用者の体調管理を意識した食事提供を行う。
- (2) 日中活動先・ヘルパー等との連携による利用者の生活の質の充実に努める。
- (3) 地域の一員としての信頼関係構築、災害時の近隣の方との連携強化に努める。
- (4) 利用者の特性に合わせた日常生活支援を行う。
- (5) 月1回の職員ミーティングでの支援の統一、確認を行う。
- (6) 感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスクの着用が可能な利用者には、実施・着用の声掛けを行っていく。難しい利用者については必要な支援行っていく。

4-11 東足洗ハウス

- (1) 地域の一員としてその地域に溶け込んで生活ができるよう、近隣の方との連携に努める。本人、家族のニーズを把握し、個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 支援の統一として、月1回の職員ミーティングを行う。
- (3) 言葉が出にくい利用者や会話が出来ない利用者配慮したコミュニケーションの対応を行う。
- (4) 利用者は自ら不調を訴えることが少ない為、職員は体調の変化を把握するために、バイタルチェックや日頃の生活状態との変化を観察する。また、日中活動事業所や居宅介護事業所と情報交換を随時行う。
- (5) 階段の多い住居で玄関上がりの段差もあるため、転倒、転落に注意をする。
- (6) 賃貸している建物が、老朽化が著しいため住み替えを検討していく。
- (7) 感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスクの着用が可能な利用者には、実

施・着用の声掛けを行っていく。難しい利用者については必要な支援行っていく。

4-12 西足洗ハウス

- (1) 利用者の高齢化に伴う、身体面・精神面の変化に対応した支援を行う。
- (2) 近隣住民との関係性のサポートに努める。
- (3) 食生活を考えたバランスの良い食事、利用者の希望を尊重した食事提供を行う。
- (4) 食事会の外出企画。また、クリスマス会等の季節行事、年一回一泊旅行などの余暇活動の充実に努める。
- (5) 間食夜食が増え、体重増加傾向の利用者がいる為、健康管理に留意して支援を行う。
- (6) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-13 広原ハウス

- (1) 利用者主体での月1回のミーティングと食事会を継続する。
- (2) 身体機能低下や認知機能低下の進行がみられる利用者に対して、利用者の状態に合わせた支援方法を検討する。
- (3) 必要に応じて個別の外出を行う。
- (4) 利用者一人一人への声掛けを大切にし、体調の変化と見守りを心がける。
- (5) 利用者個々のニーズに合わせた支援に努める。
- (6) 利用者間のトラブル等により不安感を感じる利用者に対して、精神面の安定が図れるように利用者に寄り添った支援に努める。
- (7) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-14 大割ハウス

- (1) 地域の一員として行事等へ継続して参加できるよう支援を行う。社会参加を促し、地域とのつながりを大切にしていく。
- (2) 日常生活内で利用者同士、円滑な人間関係の構築ができるよう支援の工夫を図る。また、関係者（病院、訪問介護など）との連携を密にし、複合的な支援体制を作っていく。
- (3) 高齢者が多いため、機能低下を防ぐ支援や、日中の過ごし方の検討を行う。また、必要に応じて受診同行を行っていく。
- (4) 外出や、年に一度の一泊旅行を企画・実施する。
- (5) 利用者との会話を大切にし、ミーティング等で予定の確認を行う。
- (6) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-15 対馬ハウス

- (1) 利用者の心身状態の変化に対応し必要に応じて受診同行を行っていく。
- (2) 利用者の嗜好や体調管理を意識した食事の提供を行う。
- (3) 転倒リスクが高い利用者に配慮した支援を行う。
- (4) 利用者の希望時に沿った外食や旅行の計画を行う。
- (5) 支援の統一として、月一回の職員ミーティングの実施を行う。
- (6) 身体機能低下してきた利用者の食事形態の変更など見直しをする。
- (7) 感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスクの着用が可能な利用者には、実施・着用の声掛けを行っていく。難しい利用者については必要な支援行っていく。

4-16 下立ハウス

- (1) サービスの質向上のため、利用者のニーズを尊重しながら、日中活動への参加が円滑に行えるよう個別支援計画を基に支援を行う。
- (2) 定期的な買い物支援、利用者が希望した際の外出支援を行う。

- (3) 身体障害を重複する利用者や医療機関の協力が特に必要な利用者がある為、関係機関との連携を密にし、共通の認識を持って支援を行う。
- (4) 希望時もしくは必要に応じて利用者と一緒に部屋の掃除や整理整頓を行う。
- (5) 喫煙者が複数おり、うち1名は車椅子を使用しているため、常に防火への注意を促すよう努める。
- (6) 感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスクの着用が可能な利用者には、実施・着用の声掛けを行っていく。難しい利用者については必要な支援行っていく。

4-17 生沼ハウス

- (1) 地域の一員として行事等へ積極的に参加するように努める。また、どの職員も統一した支援が行えるよう、ミーティング等を通して連携を図る。
- (2) 利用者が日中活動への参加を継続できるように、些細な事でもストレスを抱え込まずに話せる場面を作っていく。
- (3) 希望により外出支援や病院受診などの支援を行う。
- (4) 調理や自室清掃など希望がある場合には一緒にいき、本人の生活能力を向上させていく。
- (5) 利用者との信頼関係を築けるよう努める。
- (6) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。
- (7) 建物の保全・老朽化対策として、屋根や外壁等の修繕を計画している。

4-18 矢指ハウス

- (1) 利用者個々のニーズを把握し、関係機関と協力して支援にあたる。
- (2) 利用者への安全な介護を提供するために、移乗等の介護技術を目的にホーム内の研修を実施する。リフターの使用方法についても確認を行って、利用者、介助者の身体介護の負担を軽減し腰痛等の労働災害を予防していく。
- (3) 利用者ミーティングの実施、利用者主体のイベント企画、参加の促進に努める。
- (4) 利用者の希望に沿った、外出や旅行の計画を企画し、実施していく。
- (5) 感染症対策として、手洗い・うがい・消毒・マスクの着用が可能な利用者には、実施・着用の声掛けを行っていく。難しい利用者については必要な支援行っていく。

4-19 小割ハウス

- (1) 医療機関と連携しながら、内服薬の調整を行い利用者の精神状態の安定に努める。
- (2) 心身のリフレッシュ、運動不足解消のため、行動援護のヘルパーと協力して外出の機会を提供していく。
- (3) 週1回の日中活動先への参加を継続支援する。
- (4) 月に1回のケース会議において、多職種でのチームアプローチの振り返りを行いながら、日々変化するコミュニケーション・精神状態への支援を検討していく。
- (5) 利用者の希望する外出をストレス無く行えるように努める。関係機関とも情報を共有し、本人の突発的なアクシデントによる不穏行動に職員が対応できるように努める。
- (6) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-20 折戸ハウス I

- (1) ワンルームタイプの居室で利用者個人が問題を抱え込まないよう、ミーティングや個別外出等により利用者の気持ちをくみ取る機会を確保していく。
- (2) 地域と一般入居者との交流の機会を大切にしていく。
- (3) 月1回世話人ミーティングの実施により、生活課題の解決を利用者が主体的に行えるように努める。

- (4) 利用者の特性に合わせ、部屋の清掃・買い物支援を行う。
- (5) 季節の行事や食事会を月1回行い、余暇活動の充実をしていく。
- (6) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-21 折戸ハウスⅡ

- (1) アパートの自室で社会的に孤立しないよう、関係機関と連携しながら必要に応じた支援を行う。
- (2) ゴミゼロ運動等に利用者が参加し、地域との連携に努める。
- (3) 誕生日会や季節行事等の余暇活動の充実に努める。
- (4) 利用者の特性に応じた部屋の清掃・買い物支援を行う。
- (5) 入居者より日帰り旅行、外食の希望があるためミーティングで決めていく。
- (6) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。

4-22 仲才ハウス

- (1) 街中で学校が近い立地条件の為、近隣住民との関係性を大切にしながら支援を行う。
- (2) 利用者主体のミーティングを月1回行い。
- (3) 複数の世話人による支援体制となる為、ハウス担当職員、世話人によるミーティングを月1回行い、個別支援計画に基づいた支援体制の統一化に努める。
- (4) 利用者の希望に応じて、買い物や床屋等の付き添い支援を行う。
- (5) 利用者の誕生会は本人の希望を考慮しながらリクエストメニュー対応や外食対応を行っていく。
- (6) 歩行転倒による怪我を防止するため常に声掛けをしていく。
- (7) 感染症対策（手洗い・うがい・消毒・マスク着用）の声掛けを行う。
- (8) 月1回の食事会を継続し、利用者同士の交流が円滑に行くよう支援し、日々の安定を図っていく。

4-23 川間ハウス

- (1) 月一回の食事会を継続し、利用者同士の交流が円滑に行くよう支援し、日々の安定を図っていく。
- (2) 間食や夜食が増え、体重増加傾向の利用者がいるため、糖尿病予防も含めて健康管理に留意して支援を行う。
- (3) 利用者の生活における課題については、海上寮地域生活支援連絡会や訪問看護等に相談し、利用者が安定した生活を送れるよう支援する。
- (4) 入浴が苦手な利用者へ、身体面の清潔を保つため、継続して声かけを行う。
- (5) 利用者の身体状況を把握し部屋の改装や買い物支援を行う。
- (6) 感染予防対策に、マスクの着用・手洗い・うがい・消毒の声掛け等を努める。

4-24 上宿ハウス

- (1) 新たな入居者の受け入れに備え、設備や備品の整備を行っていく。
- (2) 利用希望者があった際には体験の受け入れを行い、入居に繋げていく。

5 年間行事計画

別紙3のとおり

- *年間行事及び一泊旅行に関しては新型コロナウイルスが収束後、開催方法を検討し実施していく。

6 会議

毎月1回、下記の会議を行う。

- ・施設・事業所長会議
- ・経営会議
- ・法人グループホーム運営会議
- ・世話人会議
- ・各グループホームミーティング
- ・海上寮地域生活支援連絡会（隔週）
- ・旭中央病院連絡会
- ・地域移行支援協議会
- ・地域生活支援会議
- ・総合安全対策委員会
- ・虐待防止委員会
- ・海匝世話人会議（開催時）
- ・海匝圏域設置者会（年2回）
- ・あい支援センター連絡会
- ・聖家族作業所連絡会
- ・ワークセンター連絡会
- ・その他、必要に応じて、ケース会議、調整会議を行う

7 地域との連携（交流）

- （1）町内のお祭り、地区清掃行事等に参加し、連携する。
- （2）事業所内で行う年間行事に、近隣ボランティア団体や学生ボランティア等に参加を依頼し地域との連携を大切にする。
- （3）旭市消防団の活動に協力し、法人の社会貢献活動の一つとして、地域防災の強化に努める。

8 防災、感染症、緊急時及び安全対策

- （1）新型コロナウイルス対策におけるBCPマニュアルの見直しを行う。
- （2）感染症に関する内部研修を企画し、各種感染症の対応方法を職員へ周知していく。
- （3）地震、津波、火災、風水害、パンデミック等、あらゆる災害時に対応できるように、BCPマニュアルに沿って年に3回防災訓練を行う。消防署、消防団と協力して実用的な訓練となるように努める。
- （4）消防設備の定期的な点検、修理、改善を行う。防災袋、災害時用の備蓄品等の確認を定期的に行う。
- （5）緊急連絡網の適宜整備・更新を行う。非常災害及び利用者の事故、車両事故、急病等への対応を適切に行えるように準備体制を整える。
- （6）火災原因となるものを電化製品の近くに置かないよう、職員・利用者に対し注意喚びしていく。

9 福祉サービスの向上

- （1）月1回世話人ミーティング・所内ミーティングを開催し、情報の共有や各ハウスの課題・問題点等を話し合い、サービスの改善に取り組んでいく。
- （2）サービスの質向上を目的とした講習を企画し、支援技術や各種情報を職員に伝達し技術向上に努めていく
- （3）年1回の福祉サービス共通基準自己評価を行い、自身の問題点を再確認し改善に努

めていく。

1 0 権利擁護

- (1) 虐待防止委員会を中心に虐待の早期発見、早期対応に努める。日々の報告から不適切な支援をみつけ、早期改善に取り組んでいく。
- (2) 事業所内で虐待防止・差別解消や合理的配慮の研修を企画する。また、外部研修に職員を参加させ、意識を高める。
- (3) 虐待防止のための職員セルフチェックを実施し、虐待防止委員会において検証する。
- (4) 事業所や各ハウスにポスターを掲示し、虐待防止・差別解消や合理的配慮の啓発に努める。

1 1 苦情解決

苦情受付担当者 林 康大

苦情解決責任者 荒井隆一

第三者委員連絡先 松井安俊

向後恵子

- (1) 苦情解決制度に基づき利用者や家族等からの苦情・相談に誠意をもって対応する。解決においては関係者と情報共有を行い、再発防止に努める。

1 2 情報公開

- (1) ホームページにて、情報の発信、公開を行っていく。

1 3 職員処遇

1 3 - 1 衛生管理

- (1) 職員健康診断を年1回実施する。
- (2) インフルエンザ予防接種を実施する。
- (3) 保菌検査（O-157）を実施する。
- (4) 有給休暇の取得率向上に努める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの接種を行うと共に、PCR 検査キットの購入を検討する。

1 3 - 2 研修

- (1) 内部研修については、新型コロナウイルス感染を考慮し、開催方法を変えて実施していく。外部研修についても Web 研修中心の参加としていく。新型コロナウイルス収束後は時期をみて出張による研修に参加していく。